



# IUFRO-J NEWS

号外 (1988.2)

## ◆ユフロ活動協力基金による助成募集◆

IUFRO-J News No. 19に掲載されているユフロ活動協力基金による助成募集要領に基づいて、昭和63年度の助成希望者を募集しますので、ご関係の会員の方は2月末日までに応募されるようお知らせします。

なお助成者の決定は書類審査により選考し、機関代表者にお知らせします。

### ユフロ活動協力基金による助成募集要領

ユフロ活動協力基金特別会計運営要領第3条による助成を次の要領で募集します。

1. 助成の対象（運営要領第3条による）  
本基金の目的を達成するため、次の項目について旅費及び会議開催に要する経費の助成を行う。
  - (1) ユフロが開催する世界大会、分科会、及び専門研究会等の研究集会への出席。
  - (2) ユフロ理事会への出席及び同評議員会へ日本代表としての出席。
  - (3) 我が国における上記(1)、(2)の会議の開催
2. 助成を受ける資格  
ユフロ-JのA、B会員機関に所属、登録されている研究者およびC会員。
3. 応募の手続き  
2月末日までに、次年度内に予定されている集会について、様式(A)または(B)によって申請書を作成し、財団法人林業科学技術振興所々長（〒102東京都千代田区六番町7 日本林業技術協会別館）あてに提出する。  
ただし、他に助成を申請中、または公費出張応募中の場合にはその旨を添え書する。また会議開催費の助成申請については、助成を希望する項目と金額を明記する。
4. 選考  
書類審査により助成者を決定し、3月末日までに通知する。
5. 助成の内容  
会議参加については、1件の助成額は原則として30万円を限度とする。会議開催費についてはその都度検討する。
6. 報告書  
助成を受けたものは、会議終了後1か月以内に集会の概要（400字誌、10枚程度）をまとめて林業科学技術振興所々長（前掲）あて提出する。
7. 決定後の辞退  
会議参加の場合、助成決定後でも、公費あるいはそれに準ずる他の助成がえられた場合は、本基金の助成を辞退願うものとする。なお、辞退者があった場合には、選考に洩れた申請者のうち、次位のものを繰上げて助成する。

申請用紙（A、Bとも）はIUFRO-J事務局ならびに林業科学振興所に備えてあります。

### ☆ 昭和62年度のIUFRO-J会費の納入について

昭和62年度会費未納の機関は、IUFRO-J規約にもとづき、それぞれの機関を通じて、下記にご納入下さるようお願いいたします。

関東銀行牛久支店  
ユフロ事務局  
普通預金 No. 697583

IUFRO-J NEWS 号外

昭和63年2月1日

編集・発行：国際林業研究機関連合

日本委員会事務局

